

健康は 食から 歯から 元気から

【平成25年度「歯と口の健康週間」標語】

歯と口の健康づくりに 取り組みませんか



歯科健康診査

20歳以上の方はどなたでも受診できます

より多くの方が受診できるよう、25年度から実施体制を変更しました。むし歯や歯周病は、自分では気付きにくい病気です。この機会に歯科健康診査を受け、「かかりつけの歯科医院」との出会いにつなげましょう。

- 対象年齢を20歳以上の方に拡大

これまでは30歳～70歳の間の、特定の年齢の方に限定していましたが、区内在住の20歳以上の方であれば、どなたでも受診できるようにしました。若いうちから定期的に健診を受けることで、歯や歯肉の健康状態をチェックし、歯の病気を事前に予防できます。

- 受診期間は6月～12月

これまで7月から実施していましたが、6月から受診できるよう実施期間を1か月長くしました。終了時期(12月末)は変わりません。

25年度の歯科健康診査

【期間】6月1日(土)～12月31日(火)

※休診日を除く診療時間中

【会場】区内の指定歯科医療機関

※寝たきりなどで通院できない方には、歯科医師がご自宅を訪問します。

【対象】区内在住で20歳以上の方

※26年3月31日までに20歳になる方を含む

【健診内容】問診、口腔内(歯と歯ぐきの状態)の診査、総合判定。必要な方には歯科相談と指導

【費用】400円

※70歳以上の方、生活保護を受けている世帯の方、25年度の住民税が非課税の世帯の方(受診前に非課税であることを確認するための同意書の提出が必要)は無料

【受診方法】区が発行する「健診票」をお持ちになり、区内の指定歯科医療機関で受診してください。指定歯科医療機関の一覧は、健診票と一緒に送ります。

▶30歳・40歳・50歳・60歳・70歳・75歳・80歳の方には、5月30日(木)に健診票を発送します(年齢は26年3月31日現在)。

▶その他の年齢の方や、上記の年齢で健診票がお手元にない方は、健康推進課健康事業係☎(5273)3047で健診票送付の申し込みを受け付けます。



歯と口の健康は年齢とともに変化します

豊かな食生活には、歯の健康と口の働きの維持が欠かせません。口の中の状態は、年齢とともに変化していきます。世代別に注意することをご紹介します。

20代～30代

歯がきれい
こぼれる笑顔が
素敵だね

20歳以降は、歯を失う原因でもある「歯周病」にかかりやすくなります。歯周病は、歯肉が下がるなど見た目にも影響します。正しい歯磨きの方法を身に付けて歯を適切に管理するとともに、定期的に歯科健康診査(左記)を受けましょう。

40代～60代

歯周病
気付かぬうちに
進んでる

40歳を過ぎると、歯周病が一気に悪化します。歯周病は、自分では気付かないうちに進行する怖い病気です。歯磨きなどの日ごろの自己管理とともに、歯科健康診査(左記)等を利用した専門的なケアで、効果的に予防しましょう。

70代以降

しっかりと
よく噛む口で
生き生きと

口には「食べる」「話す」「表情をつくる」といった働きがあり、年齢とともに、口の働きは衰えていきます。「よく噛める口」は、生き生きとした表情をつくる秘けつです。高齢の方は、歯だけでなく、口の中の変化も意識することが大切です。

歯と口の健康週間

歯科医師会主催の イベント

区内在住の方を対象に、歯の健診や相談、口の清掃方法のアドバイスを行います。当日直接、会場へおいでください。

- 新宿区歯科医師会主催

問合せ／☎(3200)5064

【日時】5月25日(土)・26日(日)午前10時～午後7時(受け付けは午後6時30分まで)

【会場】京王百貨店新宿店7階特設会場(西新宿1-1-4)

- 四谷牛込歯科医師会主催

問合せ／☎(3356)6367

【日時】6月8日(土)午後1時～4時

【会場】神楽坂善国寺(毘沙門天)境内特設会場(神楽坂5-36)

区の歯科事業をご利用ください

区内在住の方を対象に、年齢別に相談や健診を実施しています。生涯を通じた歯と口の健康づくりにご活用ください。

	保健センターで実施 【問合せ】保健センター ※所在地・電話番号は 6面に掲載	区内の指定歯科医療機関で実施 【問合せ】健康推進課 健康事業係
妊産婦	産婦歯科相談	妊(産)婦歯科健康診査
乳幼児	歯科相談 ▶はじめて(1歳児) ▶にこにこ(2歳児) ▶もぐもぐごっくん 歯科健診 ▶1歳6か月児 ▶3歳児	歯と口の健康チェック(歯科健診)とフッ化物塗布(3歳児～6歳児)
成人	歯周病予防相談	歯科健康診査(左記)
どなたでも	専門歯科相談 ▶入れ歯 ▶ドライマウス ▶歯並び ▶かみ合わせ	要介護者やウイルス性疾患の方等に歯科医療機関を紹介

所得基準表

家族数	年間所得金額
2人	227万6,000円 ～622万4,000円
3人	265万6,000円 ～660万4,000円
4人	303万6,000円 ～698万4,000円
5人	341万6,000円 ～736万4,000円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。

※家族数には申込者本人を含みます。家族数が6人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

【募集案内の配布】6月3日(月)～11日(火)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館で配布

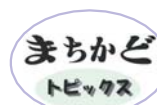
【申込資格】区内在住で義務教育修了前のお子さんがいて、世帯の収入が所得基準内(左表)の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書に記入し、住宅課へ郵送してください。6月3日(月)～12日(水)の消印があり、13日(木)までに到着したものを受け付けます。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階)☎(5273)3787・FAX(3204)2386へ。

区民住宅入居者募集

募集案内の配布は6月3日～11日



新宿区消費者団体連絡会に 消費者庁からベスト消費者サポーター章



表彰式で



消費生活に関する知識を普及啓発する消費者大学講座

消費者庁は、消費者の利益の擁護・増進のために活躍している個人・団体を表彰しています。新宿区消費者団体連絡会が25年度のベスト消費者サポーター章を受章し、5月10日、新宿消費生活センター分館で表彰式が行われました。

昭和57年に発足した新宿区消費者団体連絡会は、消費者問題や環境問題、食育等の幅広い分野で活動する消費者グループで構成され、現在、13のグループが活動しています。今回は、有機農産物の長年にわたるPR活動、消費者大学講座の企画・開催、食品の放射能測定活動などに取り組むことで、暮らしの安全・安心を推進し、消費者支援活動に貢献したとして表彰されました。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)☎(5273)3925へ。